

○議事日程（令和5年9月20日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ	住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦
住民福祉部 子ども課長	香川 明美	産業建設部長	大倉 修
産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修	産業建設部 建設課長	吉村 和人
産業建設部 水道課長	加納 康宏	会計管理者	松岡 弘泰
教育委員会 事務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹	消防長	高橋 正人

消 防 次 長 兼 大 倉 巧 消 防 総 務 課 長 古 川 博 規
消 防 課 長

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 中 島 和 哉 議 会 事 務 局 書 記 國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

なお、執行部においては、若山会計課長が体調不良のため欠席いたしますので、御奉公いたします。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については、上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和5年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

最初に、4番 清水由美子君。

○4番(清水由美子君) 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

現在、当町を含めて日本全体が超高齢社会に突入しています。65歳以上の人口は、約30年前の平成6年は14%でしたが、昨年10月には29%になりました。つまり、ここ30年で65歳以上の人口は倍増し、日本人の3人に1人がシニア層になる社会が到来しつつあ

ります。2030年頃までには、15歳から64歳までの年齢と65歳以上の比率が2対1、つまり働ける年齢層2人で1人の高齢者を背負わなければならない時代が来ると推計されています。これは日本全体の話ですので、都市部より若者が少ない地方では、より激しい変化が起きてくると想定されています。

第9期養老町介護保険事業計画、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査では、介護認定を受けていない65歳以上無作為アンケートによれば、回答の約半数50%近くが、配偶者65歳以上の夫婦2人暮らし、または独り暮らしという結果でも分かるよう、養老町でも今後解決していくべき課題と認識されていると思います。

内閣府は、2023年版「高齢社会白書」の公開をしております。高齢者の健康をめぐる動向について特集しており、社会活動（健康・スポーツ・地域行事など）に参加している高齢者ほど健康状態がよい。健康状態がよいと回答した高齢者の割合は、社会活動に「参加した」という高齢者で、「参加していない」を上回った。社会活動に参加してよかったこととして、「生活に充実感ができた」「新しい友人ができた」「健康や体力に自信がついた」「地域社会に貢献できた」が多く上げられた。

一方、社会活動に参加しない理由としては、「健康・体力に自信がない」「人と付き合うのがおっくう」「家庭の事情（病院・家事・仕事）がある」が多かった。

高齢者になる前から、自らの健康に関心を持つことも健康につながる可能性がある。さらに、社会参加活動により健康や体力に自信が付き、それが生きがいにつながると内閣府では公表しており、実際、私の周りの元気な方々を見てもそのように感じます。

この表で示されるように、健康状態と生きがいは強く関係するという結果が出ています。日本の医療はどんどん発達しており、100年生きられる時代は近づいています。シニア層の方々が生きがいを持ち、健康で幸福に生き切ることができるということは、御自身はもちろん、家族にとっても幸福なことであり、町にとってもよいことです。

先ほどの町のニーズ調査アンケートでは、「養老町に住み続けたいか」の問いに80%の方が「はい」と回答されており、ここからも今後の町の取組が重要と分かります。

高齢社会白書には、各地の取り組みも紹介しております。

こちらは新潟県佐渡市、和太鼓を活用した高齢者の健康づくりと社会参加という取組で、人口4万9,947人、高齢化率42.7%の佐渡市は、毎年約1,000名が減るという大幅な人口減と高齢化により、コミュニティーの維持も困難になりつつあるという現状だそうです。

市の介護予防教室の一つとして、平成26年より和太鼓を活用したエクササイズが実施され、高齢者の健康増進や認知症予防のみならず、社会参加の促進やコミュニティーの再活性化といった地域の課題の解決に町ぐるみで取り組んでいます。楽しんでやるをモットーに、和太鼓やばちを活用して体と頭を使うエクササイズをされています。参加者からは、曲がった腰が伸び、姿勢がよくなった。2階まで階段で上げられるようになった

など、基礎的な体力の向上が報告されている。

また、参加していくにつれ表情が明るくなった。内向的だった性格が社会的になったという心理的な効果も現れている。さらに、教室後に参加者同士でお茶や食事に行くなど社会参加のきっかけとなり、修了者同士で自主的な活動グループを立ち上げ、市の文化祭で演奏を披露したほか、メンバーによる旅行も企画するなど、コミュニティーの形成にもつながっていくという事例です。

もう一つは、愛知県一宮市、次世代へつなぐ「通いの場」への挑戦という取組です。

地域の高齢者をはじめとする幅広い世代を対象に、参加者が歩いて移動できる距離にある公民館での健康体操やスポーツスタッキング、公園でのモルックなど通い場を開催。また、コロナ禍以前から今後のさらなるデジタル化の進展を見据えて、スマートフォン教室も開催しており、高齢者のデジタルデバイドの解消に取り組んでいた。その結果、コロナ禍により高齢者の外出が制限される状況にあっても、SNSによる茶話会の開催や、健康づくりに関する動画の配信等活動を継続し、高齢者の社会参加の機会を確保することができたというもので、全部で5つの自治体の取組を紹介しております。

現在、政府は、女性も男性も若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、さらには一度失敗した方も、皆が包摂され活躍できる社会、一億総活躍社会の実現を進めております。当町でも、この生きがいというものをもっと事業の柱としたり、生きがいの最大化というものも事業で目指していくべきではないかと思われま。

生きがいと一口にいても、それが仕事なのか、ボランティア活動なのか、地域活動なのか、あるいは別の何かなのかは人それぞれであると思いますが、ここ何年かで実際に働く高齢者の割合は、全都道府県で増加しています。

7月29日付日本経済新聞には、東海4県についての記事があり、岐阜県の金属製品メーカーは70歳の未経験者を採用・育成し、70歳以上が従業員の4分の1を占める。三重県のゴム製品メーカーは、工場内の掲示に使う文字を大きくして見やすくするなど働きやすい環境づくりに努める。浜松市は、シニア採用ならではのノウハウを企業の担当者に伝えるセミナーを開くとありました。

実際、町民の方で60歳を過ぎた方から、まだ元気で働ける。元気なうちは働きたいが、年齢制限があつてなかなか難しい。どこかに短時間でも大丈夫なので、働く先はないかという声をいただきました。

また、ボランティアをしたいが、どこに相談してよいか分からないという声もお聞きしました。その方々には、私の知り得る情報をお伝えしましたが、その方の望まれるものと違っており、残念な思いをしました。

質問いたします。

1つ目として、当町においても、養老町人口ビジョンにおいて人口の推計はされています。令和3年3月発行のもので、現時点においてと多少の違いはあると思いま

すが、現時点の15歳から64歳までの人口、高齢化の割合、65歳以上を15歳から64歳で支える割合はどのようになっていますか。2030年頃の比率はどのようになるでしょう。

2つ目として、国が推進する一億総活躍社会の実現に向けて、当町として、シニア層の活躍に向けて、就労、ボランティア、学習活動、健康づくり、福祉など特に重視している施策が既にありますか。また、今後に向けての計画はありますか。

3つ目、現在、養老町では、各公民館活動として趣味や芸事、スポーツなどをされている方もあると思いますが、当町において、シニア大学のような形で、シニア層が学び直しできる制度はありますか。存在しない場合は、そうした制度、スキルを習得する支援となるものを開設する計画はありますか。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、1点目の御質問については、私のほうから御回答いたします。

2023年9月1日現在の本町の人口は、2万6,521人です。15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口は1万4,623人で、人口に対する割合は55%となります。

また、高齢者人口（65歳以上の方）は9,466人で、人口に対する割合は35.7%となります。65歳以上を15歳から64歳が支える割合は、1人当たり1.54人となります。

次に、養老町人口ビジョンによる2030年の推計では、人口は2万3,248人、15歳から64歳の生産年齢人口は1万2,348人で、割合は53.1%。65歳以上の高齢者人口は8,605人で、割合は37%と推計され、その場合、65歳以上を15歳から64歳が支える割合は、1人当たり1.43人となります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点目の御質問につきまして、御回答を申し上げます。

高齢者の方にとりまして、健康づくり、働くこと、趣味・ボランティアなど、どのようなことに生きがいを持たれるかは人それぞれであると思います。高齢者の健康づくりでは、介護予防の対策が、生きがいを持って生活するために重要であると考えております。

本町では、介護予防事業として地域に出向き、運動機能や口腔機能の低下、認知症予防等のフレイル対策、生活習慣病等の重症化予防のための健康教育や健康相談等の施策を実施しております。

また、地域での主体的な健康づくりを進めてもらおうと、各地区の自治町民会議をはじめとして、健康づくりに関わる人などを中心に、自分や周りの人が元気で長生きできるよう、今年度は、健康づくりや介護予防に取り組む健康づくり研修を実施いたします。

さらに、養老町社会福祉協議会では、高齢者の皆さんが、お互いに支え合いながら明るく元気で集える「いきいきサロン」の活動について補助をされております。この「いきいきサロン」に出かけることも多くの人と交流を深めていただけると考えますが、サ

ロンの運営ボランティアをするという生きがいとなっているというふうに考えております。

また、ボランティア活動につきしては、養老町社会福祉協議会でも事業活動補助のボランティアを募集していると伺っております。そうした中、養老町赤十字奉仕団や養老町更生保護女性会などの団体への活動に関わることにより、公共福祉に関わる活動の推進を図っていただければというふうに思っております。働くことに生きがいを感じられる方には、養老町シルバー人材センターに登録していただき、高齢者の方のお力をお借りできればというふうに考えております。

また、経済団体であります養老町商工会が毎月発行している商工ニュース養老には求人情報が掲載され、広く求人募集がされており、そのほかにも町役場2階産業観光課のロビーには、ハローワーク大垣が発行する週刊求人情報も掲出しております。

現在、計画期間を令和3年度から8年度に定めました第3次養老町地域福祉計画を柱としまして、養老町シニアプラン21等により事業を展開しております。

今後も、地域につながりや社会活動を通して生きがいを持って暮らせる高齢者を増やすことができるよう、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 3点目の御質問につきましては、公民館活動に関することですので、教育委員会の私から回答をさせていただきます。

町では、平成13年より中央公民館において、町民を対象に年間5回程度の町民大学を開校してまいりました。養老町の自然・文化・歴史、男女共同参画や子育てやまちづくりなど、幅広く様々な分野をテーマに講座を開講し、高齢者を含めた町民の学習意欲の向上に努めており、自主的な学習活動のきっかけづくりとしても捉えております。

また、中央公民館及び地区公民館におきましては、各種学習講座やサークル活動を開催しております。最近では健康マージャンやフラダンスなど新しい講座も開かれ、自己啓発や健康づくりの機会として実施しています。この講座を通して、趣味を通しての交流や人とのつながりが深まり、高齢者の生きがいややりがいが高まることが期待できます。人づくり、まちづくりにもつながる事業でもありますので、今後も継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

先ほど、町民の方からの相談の声をいただいた以外にも、何か始めてみたいけれど、誰に相談していいかわからないという方もいらっしゃると思います。そうした方がワンストップで相談できる窓口があれば、住民の生きがいづくりに大きく貢献できるのではないのでしょうか。

厚生労働省は、人生100年時代を見据え、高齢者等の雇用・就業支援の取組と、地域福祉や地方創生等の分野で既に地域で機能している取組との連携を緊密にし、また多様な資金調達取組を促していくことで、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すとともに、地域における高齢者等の雇用・就業支援取組を持続可能にするモデルを構築し、他地域への展開・普及を図ることを目的とした生涯現役地域づくり環境整備事業を創設しております。

その中の一つ、令和5年採択団体の一つに千葉県柏市があります。千葉県柏市では、主に55歳以上の市民に地元求人、ボランティアや学習活動、健康づくりに関する情報をワンストップで提供できる「かしわ生涯現役窓口」を設置しております。これは、市や地域の関係団体で構成する柏市生涯現役促進協議会が行う大がかりな事業ではありますが、こうした取組を参考に、我がまちでも生きがいという観点を通じ、就労や教育、福祉などの事業の連携を深めることは可能ではないでしょうか。また、それを町民に分かりやすい形で提示していくことはできないでしょうか。見解を求めます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えをいたします。

各課で実施している施策を「高齢者の生きがいづくり」というキーワードでまとめることは、町民の皆様にとって知りたい情報を得るためには有意義であると考えます。柏市のように町のホームページでまとめる方法もあるかと思えます。

しかし、インターネットに不慣れな方もいらっしゃいますので、高齢者の皆様にとって利用しやすい方法で情報提供できるように研究してまいりたいと存じます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（野村永一君） 4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） ぜひ進めていただきたいと思えます。

本日お伝えした取組以外にも、要介護の方や要支援の方でも、誰かのお役に立つ生きがいを持てるような事業、農業者の人材不足を解消していく事業を実施している自治体があります。ぜひぜひ研究していただき、養老町でもこの美しい自然の中で力いっぱい働けるまちの取組をよろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、1つの項目で質問いたします。

介護保険事業についてであります。

今から2年後の令和7年には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となることで、社会

保障費の負担増や各分野で人材不足が深刻化するといわれる2025年問題を迎えます。この問題が養老町内でどこまで深刻な状態となっていくのか現時点で測ることはできませんが、今でも地区の役員などを選ぶ際には、適任者が見つからないなどという声をよく耳にしますので、町内でも人材不足というのは始まっているのかなと感じています。

この2025年問題をはじめとする超高齢化社会で、様々な高齢者が安心して生活できる施策の一つが介護保険事業です。介護保険制度は2000年の制度開始から幾度の改正を経ながら、介護を受ける人、また家庭で介護をする家族にとってかけがえのない制度となってきました。

しかし、高齢化による認定者の増加などの原因により、全国的に介護給付費は増加し続けています。現在では、サービス利用の自己負担が3割という人もいるなど、利用者負担も増えつつあります。

養老町の現在の介護保険事業計画であるシニアプラン21を見てみると、認定率は県平均と同じ、重介護度が占める割合は県平均より低く、西濃地方では一番低いとなっていますので、データ上では元気な高齢者が多いのかなと感じてはおります。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

1つ目は、現在策定中であろう第9期介護保険事業計画のサービス量の見込みをお聞かせください。

特別養護老人ホームの入所については、基準も厳しくなり、なかなか入りづらく待機者も多いと聞いております。サービスを求める人への対応の今後の見込みについて答弁を求めます。

2つ目は、介護予防事業の拡充についてです。

介護を受ける人、介護をしている家族などにとって必要不可欠な介護保険制度を継続するためにも、また将来世代の若い人たちに負担を残さずに制度を続けていくためにも、介護給付費の抑制は大切なことです。シニアプラン21にも、介護給付費の増加を抑制していくためには、要支援・要介護とならないように元気なうちから介護予防に努めるとともに、常日頃から通いの場に参加するなど、健康寿命の延伸、要介護状態への進行抑制を推進していく必要があると書かれています。この計画にある通いの場の設営や各種講座の開催は、コロナ禍もあり、思うように進められなかったと思います。ですので、9期計画では、介護予防事業の施策として町独自のどのような事業を行っていくのか答弁を求めます。

3つ目は、介護保険料についてです。

現在の養老町の保険料基準月額6,240円について、岐阜県内保険者順位とそれに対する見解の答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 介護保険事業についてでございますので、私のほうか

らお答えをいたします。

1点目の当町の介護保険制度における今後のサービス量の見込みについてになりますが、国がリリースする地域包括ケア見える化システムを用いて推計を行っております。

令和6年度からの3年間の第9期介護保険事業計画に用いるサービス量の見込みについては、今現在集計を行っており、具体的な数字の提示はできません。参考値となりますが、第8期計画策定時の推計した2025年度の介護・介護予防サービスに係る給付費見込みは約28億円となっており、近年は1から2%の伸び率で推移しており、しばらくはこの傾向が続くものと考えております。

特別養護老人ホームの入所待機者についても調査を行っており、町内にも一定数お見えになることは把握しております。必要なサービスを必要なときに受けられるよう、努めてまいります。

2点目の介護予防事業の拡充についてですが、議員御指摘のとおり、介護保険制度を持続可能なものにしていくためには、皆様がお元気なうちから介護予防に努めるとともに、健康づくりに努めていただくことが必要であると考えております。コロナ禍の影響により、事業効果は十分であったとは言えませんが、町といたしましては、各地区の自治町民会議や健康づくりに関わる人などを中心に、健康状態に関する危機感を共有し、自分や周りの人が元気で長生きできるよう、改めて介護予防や健康づくりに取り組んでもらえるよう努めてまいります。

昨年度は、介護予防リーダー研修を実施し、今年度は、介護予防と健康づくりに取り組む健康づくり研修を予定しております。地域で主体的に介護予防や健康づくりの取組を進めていただくことにより、一層効果的に介護予防や健康づくりの取組を広めてまいりたいと考えております。

3点目の保険料についてですが、第8期策定時点で本町の保険料基準月額6,240円は県内第4位となっており、同規模の自治体と比較し、高い水準になっていることは承知しております。当然、高齢者の皆様への御負担も大きくなっていることと存じますが、先ほども申し上げましたとおり本町の介護給付費は年々増加しており、今後も増加が見込まれることから、中長期的に持続可能な介護保険運営を実現するため、必要な料金設定であると考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（野村永一君） 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） ただいま今後のサービス量の見込と介護予防事業についての回答をいただきました。

介護保険制度が適量のサービスで運営され、また行政と町民が一体となった包括ケアシステムにより、町内の健康寿命が延びていくことを期待しています。

それでは、保険料について再質問いたします。

8期の保険料は県内4番目に高く、個人的には、65歳以上の皆様にとっては負担になっていると感じています。サービス水準が高いから県内平均より高くなっているのであろうかとは思いますが、それにしても42自治体中4位というのはどうかと思います。それぞれの自治体で、保険料の抑制には様々な努力をされているものと推測いたします。各事例を調査・研究されることを希望いたします。

そこで私は、最近の決算状況を見て増え続けている繰越金を活用して9期の保険料を、せめて県内順位で2桁の順位になるよう設定されることを提案いたしたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 北倉議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本町の介護保険事業特別会計における令和4年度から令和5年度への繰越金は、前年度に比べ約5,500万円増加しております。しかしながら、基金残高はおよそ8,500万円となっており、繰越金と基金を合わせて考えた場合、他の自治体と比較いたしましても、非常に厳しい介護保険運営となっているというふうに思われます。

本町の介護保険制度を持続可能で安定的なものとしていくため、保険料を設定していくことが重要であると考えますが、他市町の事例を調査・研究しながら、先ほど来お話に出ております保険給付費等を抑制するため、介護予防事業の取組を強化し、保険料の上昇率抑制につなげていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 5番 北倉義博君。

○5番（北倉義博君） ただいま回答をいただきました。

回答のように、介護保険事業が持続可能な制度であり続けられるように、高齢者にも次世代の若者にも大きな負担とならないような運営を求めて質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、5番 北倉義博君の一般質問を終わります。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

最初に、認知症予防施策について伺います。

厚生労働省は、2025年度には65歳以上の20%（5人に1人）に相当する700万人が認知症を発症すると推計しています。そうした中、2023年6月14日、認知症があっても尊厳を持ち社会の一員として自分らしく生きるための支援や認知症予防のための施策を定めた認知症基本法が、参議院本会議で全会一致で可決・成立し、交付から6か月以内に施行が予定されています。

基本理念として、認知症の人やその家族の意向を尊重すること、地域での生活・共生に向け認知症の理解を深めること、保険医療サービス・福祉サービスが切れ目なく提供されること、家族に対する支援を行うこと、認知症・認知機能障害の予防、診断、治療、リハビリテーション、介護に関する研究開発を推進し、活用すること、教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉など関連する分野で総合的に取り組むことを掲げ、当町としても包括的な具現化が求められ推進していくこととなります。

そこで、次の点で伺います。

1. 養老町の本年8月末の高齢化比率（65歳以上の高齢者人口の構成比）は35.7%と、推計より高齢化率が上昇しています。2000年の介護保険創設時の認知症の患者数が15%でしたが、現状と今後の推計について伺います。

2. 早期の診断・治療につなげるため、認知症検診を創設し、検診費用の全額助成制を提言します。初期の段階で治療すれば進行を遅らせることが期待でき、物忘れなどを自覚したら医療機関で検査を受け、定期的な検診制度を設け、精密検査の費用を全額助成する自治体も出てきています。

名古屋市では、認知症と診断されていない65歳以上の市民を対象に年1回、認知機能を調べる簡易テストを無料で受けられる施策を講じました。その結果、精密検査が必要とされた人は、MRI検査やSPECT検査を受け、確定診断する流れです。受診者は2万5,600人で、うち6,900人（27%）が精密検査が必要とされ、精密検査の60%が認知症、27%が前段階の軽度認知症（MCI）と診断されたことを公表しています。精密検査の費用は、1人当たり8,000円の助成を見込んでいます。

当町での、この認知症検診に対する見解を伺います。

3点目は、市町村が作成する2024年度から3年間の介護保険事業計画に、ヤングケアラー支援推進が明記され、相談体制などの充実を目指します。ヤングケアラーは、病気や障害のある家族の介護や、幼い兄弟の世話をする子供で、負担が過度になれば学業や生活の悪影響が出る懸念があり、行政が早期に発見し支援につなげられるかが課題です。国が2021年に公表した調査結果では、世話をしている家族がいると答えた中学生は5.7%、高校生が4.1%に上がっています。

町と関係機関の連絡相談体制、現状の調査体制の見通しについて伺います。

4点目は、2018年3月議会の一般質問で、（仮称）認知症に対する不安のないまちづくり条例の制定を求めました。その後の取組について伺います。

全国的にこの条例を制定する自治体が広がっています。認知症があっても安心なまちづくり条例、認知症の人にやさしいまちづくり条例、認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例、認知症に対する不安のないまちづくり推進条例などなど、この条例に自治体としての基本理念や基本原則が定められています。この点での答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 実務的な内容が含まれますので、1点目から3点目については私のほうから御回答申し上げます。

1点目につきましては、国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約5人に1人が認知症であると推計しております。養老町人口ビジョンによる2025年の65歳以上の人口は8,874人と推計しており、国の認知症の有病割合の推計値20%を当てはめまして計算しますと、認知症の人が1,775人という推計になります。

さらに、2040年には、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の国の将来推計は25.4%とされ、養老町の高齢者人口に置き換えますと1,996人という推計になります。

また、養老町での介護認定による要介護者のうち、令和4年度の認知症を有する人は26.7%で、岐阜県25.8%、国24.0%と比較すると、やや高い状況となっており、年推移は年々上昇傾向にあります。

2点目の御質問につきまして、養老町では、軽度認知障害を含む認知機能低下の早期発見を図るため、タッチパネルによる物忘れチェックを月1回、地域包括支援センターにおいて定期的に行っているほか、地域からの要請による出前講座も行っています。このチェックは認知症を診断するものではなく、スクリーニング検査として実施しており、精密検査が必要と判定された方には専門の医療機関への受診を勧め、早期診断・早期対応につなげています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、物忘れチェックへの参加者は伸び悩んでおりますが、今後、積極的に周知を行い、多くの方に参加していただき、十分な成果が上げられるよう努めてまいりたいと存じます。

検診費用につきましては、認知症の診断に必要な検査に問診のほか、CTやMRI、SPECT検査といった高額な検査もあり、保険割合にもよりますが、3割負担の医療保険が適用される人で、その検査費用は約数百円から数万円に及びます。検診費用の助成につきましては、県内及び近隣市町村で助成しているところはなく、近隣の動向に注視してまいりたいと存じます。

また、検診後に認知症と診断された方や、その家族への早期対応も重要と考えております。地域包括支援センターにおいて相談支援を行い、関係機関と連携しながら、認知症になっても安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、本人・家族等に対する支援につなげるよう努めてまいります。

3点目のヤングケアラーについてでございますが、国は、介護保険事業の方針を決める新たな基本指針に、ヤングケアラーへの支援強化を明記すると示しました。これを受け、養老町でも今年度、3年を1期とする第9期養老町介護保険事業計画策定に向け、見直しを行っているところでございます。

ヤングケアラー問題に関しましては、ヤングケアラーの存在を察知するのがケアマネジャーや学校などが多いと思われれます。次計画には、認知症高齢者の家族、ヤングケア

ラーなど家族介護者支援に取り組むため、地域包括支援センターの相談体制を強化し、各分野と連携して支援に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 4点目の御質問に関しまして、私のほうからお答え申し上げます。

2018年、平成30年の3月議会におきまして、（仮称）認知症に対する不安のないまちづくり条例に関しまして、他市町の情勢を踏まえ、今後検討していくと当時御回答申し上げます。岐阜県及び近隣市町における条例の制定状況や、大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例など、既に条例を制定している市町の条例内容等の研究を行っております。

どの条例も認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、認知症に対する不安のないまちを実現することを目的といたしております。

本町では、条例制定にこだわることなく、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを基本理念に施策を実施しております。認知症サポーター養成講座では、認知症に関する正しい知識を得て、その理解を深めるよう努めております。また、認知症カフェでは、高齢者の見守りなど認知症施策を実施してまいりました。今後は、さらに認知症サポーターが認知症カフェに参加してもらうなど、身近な地域で見守りとしての役割を担う認知症サポーターの活動の支援強化や、認知症に関する理解促進を進めてまいります。

また、認知症の人本人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が希望を持って認知症と共に生きる、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きることが出来る地域の実現を目指してまいり、さらには、これまでと同様、町民の方々、事業者、関係機関がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して、町全体で認知症に関する取組を推進してまいります。

現状においては、岐阜県及び近隣他市町において条例化はされておられません。少なくとも県の施策と同一歩調で行うことが望ましいと思われますので、今後も継続して動向に注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

1点目は、ただいま答弁にありましたタッチパネル式コンピューター（物忘れスクリーニング検査）ですけれども、導入から5年目を迎えています。物忘れ相談プログラムでは、1次、2次検査を行い、認知症サポート医による面談を実施し、専門医療機関への紹介や軽度認知症の方への介護予防教室への参加、家族会の開催、相談体制、認知症サポーター登録、認知症カフェの開催など保健センターを中心にきめ細かな対策が講じられてきたと思っています。しかし、4年に及ぶコロナ感染症で様々な施策の見直しや

中止が余儀なくされました。コロナ前の実績、評価、今後の課題と目標について伺います。

2点目は、物忘れなどを自覚したら医療機関で検査を受ける。定期的な検査制度を設ける。認知症のタイプでそれぞれの治療法が異なるため、型を特定することも大切になります。65歳を過ぎると、がん検診のように気軽に認知機能の検査を受けるための環境整備をいま一度求めるものですが、その見解を伺います。

3点目は、ヤングケアラーについては、当事者自身、自分の行っていることがケアだと気づかないことや、置かれている状況が嫌だと言えなく、複雑で子供目線が理解できなければ支援も難しいと思います。幅広い知識や連携が求められますが、取組方針を伺います。

4点目は、認知症に対する不安のないまちづくり条例の制定にはこだわることなく、総合的にこの問題に取り組むということで、条例化には慎重な答弁だったというふうに思っています。

養老町は、1990年9月19日に県下でいち早く福祉の町の宣言をしております。この条例制定する意義や近隣市町に先駆けて取り組むことで、先駆的な役割を果たすに違いないと思います。県や近隣市町の動向を注視することを全面否定するものではありませんが、全国の先進的な自治体の条例制定にも注視いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 1点目から3点目について、私のほうからお答えを申し上げます。

まず1点目について、先ほどの御質問で、軽度の認知症を含む認知機能の低下の早期発見のため、町ではタッチパネルの積極的な活用を行っているとお申し上げしました。平成29年度からタッチパネルを導入し、令和4年度までの6年間で体験者数は603人でございます。体験者603人のうち、2次検査に該当された方は109人でした。2次検査該当109人のうち、55人が2次検査を受診され、17人が要医療と判定されました。要医療と判定された方については、かかりつけ医への受診勧奨や認知症サポート医への医療機関を御案内し、認知症の早期発見、早期治療へとつなげており、17人中11人が医療機関受診へとつながっております。

タッチパネルの実績を申し上げましたが、令和2年度以降は新型コロナの影響で、出前講座によるタッチパネルの体験が思うように実施できておりませんでしたので、まずはタッチパネルの体験者をコロナ禍前のように増やすことで、認知症予備軍を早期に発見し、医療機関への受診へつなげることが重要かと存じます。そのためには、老人会やサロンの代表者等に出前講座の周知をより一層取り組んでまいります。

また、2次検査に該当した方が検査を受診していただけるよう、包括支援センター内

での検査だけではなく、訪問での検査にも積極的に対応して行ってまいります。

さらに、2次検査で要医療となった方が、認知症について正しく理解してもらい、確実に早期に医療機関につなげるよう支援してまいります。

このように、認知症検査を受けることへのためらいをなくし、認知症検査を受けやすくする工夫を行い、タッチパネルを有効利用していくとともに、認知症予防への取組を推進しながら、認知症の人が尊厳を持って社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ってまいりたいと存じます。

2点目の認知症検診についてでございますが、認知症検診を受けることをためられる場合もありますので、まずは、軽度の認知症を含む認知機能低下の早期発見のため、タッチパネルを積極的に活用し、認知症は誰もがなり得る珍しい病気ではないという認知症への正しい理解を深めていただき、認知症検査を受けやすくする工夫を行ってまいりたいと考えます。

3点目のヤングケアラーについてでございますが、ヤングケアラーの存在を察知するのがケアマネジャーなどであるため、ケアマネジャーなどにヤングケアラーの定義などを再認識してもらい、本人が気づいていない場合も支援できる体制を取ること、また子供たちが目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしていることなどもヤングケアラーに当たることを知らせていく必要があると考えます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問の4点目に御回答申し上げます。

先ほども回答させていただきましたが、条例の制定にこだわることなく、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを基本理念として施策を実施してまいりたいと考えております。

今後も、これまでと同様、町民の皆様、事業者、関係機関がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して、町全体で認知症に関する取組を推進してまいりたいと考えております。

現状におきましては、岐阜県及び近隣市町において条例化はされておられませんけれども、先ほど全国の先進事例も注視してほしいというような御意見もありましたので、そういった先進事例も少し研究しながら注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 早期のアルツハイマー病で進行を遅らせる効果が期待される治療薬レカネマブの製造販売が、国の専門部会で了承され、町民の間で話題になり注目されています。私の住む飯田区において、9月10日に4年ぶりの区内の一斉水路掃除が行われ、また9月17日には5年ぶりの町民運動会が開催されました。参加された男女問わず、60代・70代の皆さんの話題の一つがこの治療薬でした。

日本人患者の約6割が、特殊なたんぱく質（アミロイドベータ）がたまって脳が萎縮するアルツハイマー型とされています。臨床治験では、2割の患者に脳の小さな出血やむくみなどの副作用が確認されたとの公表もあります。レカネマブの投与対象は、軽度のアルツハイマー病の患者や、認知症を発症する前段階の軽度認知障害の人に限ること、1回20万円から30万円の価格であること、現時点では全額自己負担であることなど課題も多々あり、誰もが治療薬として使えるわけではありません。

これまでの施策をコロナ禍前に戻す取組。2040年には、町内で1,935人の認知症患者の推計があり、出現率を低くする施策。認知症があっても当事者や家族が家庭や地域と孤立しないサポート体制。社会活動を保障し、認知症とともに生きられる基本方針を定め、介護保険計画及びこれからの総合的な施策に第9期の介護保険事業も含め盛り込んでいただきたいことを希望し、次の質問に入ります。

次いで、消防団活動の環境整備とAED（自動体外式除細動器）について質問します。

消防団の組織は、戦後の1947年に結成され、今年で76年の歴史を有します。火事や地震、水害など近年大規模災害級の自然災害が相次ぐ中、地域に密着した消防団活動の役割と対応が注目され、期待されています。その期待に士気を高く持ち、養老町の町民の生命、財産、郷土を守るため283人の団員の皆さんが、仕事や家庭を持ちながら活動に参加しています。

2023年4月1日現在の総務省消防庁によると、全国の消防団員数は76万2,670人で、前年より2万908人減り、過去最少数の団員数になっています。しかし、大規模災害時には多くの人手が必要です。2023年4月1日現在の全国消防職員数は、消防現勢調査速報値で16万5,024人であり、消防団員は消防職員の4.62倍に上ります。当町の現在の消防職員は66人で、消防団員が283人ですので、4.28倍で全国と比較し0.3%団員が少ないことが分かりますが、平均体制だと認識しています。

消防団員が活動しやすい環境を整備することは、時代の変化や時代の要請も含め、日々考察しなければいけない課題であると思います。

そこで次の3点で伺います。

1. 養老町の本年7月から8月の日中の気温ですが、35度を超えた日が30日にも及んだと聞いています。全国的にも日本列島の最高時の気温が報道され、命に関わる危険な暑さの注意喚起が連日行われました。地球温暖化が深刻な中、次年度も厳しい暑さを乗り越えなければなりません。日々の訓練や活動に励む消防団員への公的な暑さ対策の現状をお聞かせください。

2. 戸外で働く多くの民間企業では、熱中症対策物品（空調ベスト・冷却ベスト・ヘルメットファン）の貸与で労働者の暑さ対策を確保していると聞き及んでいます。消防団員にも、熱中症対策物品の新規導入を検討できないか見解をお聞かせください。

3. 消防団員の報酬については、全国の市町村に地域差があり、一定の標準化を図る

ため、国は2021年3万6,500円の報酬と1日の出勤につき8,000円の金額を示しました。県内では、最高額が5万円、最低額が1万5,000円と格差があるものの、42市町村のうち35市町が標準額の3万6,500円を設定しています。養老町は、可児市、岐南町とともに42市町村4番目の3万7,000円で標準額より500円高い報酬額です。1日8,000円の出勤報酬については、1町の2万4,000円以外41市町村が標準額の8,000円を設定しています。また、報酬については、42市町村が全団員個人に直接支給しています。団員報酬についての今後の方針をお聞かせください。

次に、町内公的施設38か所に設置されているAEDについて、設置後の使用実績や保守点検について伺います。

AEDを設置したら、いつでも使用できるようにインジケーターや消耗品の有効期限を日頃から点検することが重要だと指摘されています。具体的な点検への管理体制を伺います。

また、女性の上半身へのプライバシー保護の立場からAED装置に保護シートの常設を求めますが、その見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 1点目の公的対策の現状はというところで御回答を申し上げます。

消防団の方には、日頃から大変お世話になっておるといふふうに思っております。消防団活動で特に暑さ対策が必要なのは、6月の養老郡消防操法競練会から8月初旬の岐阜県消防操法大会や、それに向けた訓練期間であるというふうに存じております。

現状におきまして操法大会関連の訓練では、休日は早朝、平日は夜間、いずれも2時間以内とし、比較的暑くならない時間に行うよう申合せを行っております。郡消防操法競練会においても、消防団員にはフリードリンクで飲料水など水分補給をしていただき、本来屋外などで閉会式を行うものを、空調の入ります中央公民館中ホールで閉会式を行うよう屋外から屋内へと改めておるといふような現状でございます。

また、消防団員が火事場などで招集した場合、町消防本部から清涼飲料水を適宜支給するなど熱中症対策を行っておるのが現状でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 高橋消防長、自席にて答弁。

○消防長（高橋正人君） それでは、私のほうからは熱中症対策物品等について、AEDにつきましても消防次長より、業務的な内容が含まれますので、それぞれ回答いたします。

まず、熱中症対策物品についてでございます。

議員御提案の空調ベストなどを導入しております自治体につきまして、当本部も調査しておりますが、都市部において対応しているところがあります。空調ベストはバッテリーを使用しており、火災現場では発火の危険性、雨天などの活動ではファンが故障する危険性があり、使用は地域での広報活用などに限定されています。冷却ベストは、空

調べると比較すると安価に購入できますが、保冷剤を保管するフリーザーが必要なことや、保冷剤の分は重くなるため、活動に支障となるおそれがあります。

また、郡や県の操法大会では、空調ベスト・冷却ベストなどの使用は今のところ認められておりませんので、操法の練習も同様になると存じます。

当本部といたしまして、議員御提案も踏まえて、消防団活動に支障がなく、熱中症対策に有効な手段について、今後とも調査・研究してまいりたいと存じます。私からは以上です。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 3点目の消防団報酬、今後の方針はということで御回答を申し上げます。

養老町消防団の報酬につきましては、令和3年度に改定し、先ほど御質問にもございました県内4番目ということでございます。また、西濃管内では最上位という内容となっております。今後につきましては、社会情勢や他の自治体の動向も参考にしながら、必要に応じていろんな議論が必要かと思っておりますので、養老町消防審議会でお諮りし、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大倉消防次長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防課長（大倉 巧君） AEDにつきましては、業務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えさせていただきます。

AEDの管理は、各施設を担当する所管課が適宜対応しております。AEDには毎日自動でセルフテストを行っており、その結果はAED本体に外から確認できる小窓にランプがあり、緑のランプで使用可能であるかどうかを職員が目視で常時確認します。使用不可であれば、アラームが鳴り知らせるシステムであります。消耗品については、交換時期がタグで明記されており、保守の一環として業者が消耗品を届け、職員が交換し管理を行っております。

また、使用実績については、過去3年間を調査しましたところ、公共施設での使用はありませんでした。

議員御提案の女性用保護シートにつきましては、導入している他県の事業所へ調査しましたところ、大変使いやすいものであることが分かりました。ただし、100個単位での受注特注であり、制作まで4か月前後かかり、同等品も一般的に市販されているものは確認できておりません。代替手段として、日本AED財団が監修する書籍においては、衣類を全て脱着しなくてもAEDパッドの装着はできるものとの見解が示されており、パッドの装着後に上着やタオルをかけても支障ないとのことでもあります。

さらに、プライバシー保護のために三角巾等を配備している各自治体もあり、有効であると存じますので、当町の公共施設38施設全てに三角巾を配備し、これらの手法も推奨して性別を問わずちゅうちょなくAEDの使用が高まることを期待します。

AEDの有効性・安全性については、まだまだ周知が足りていないことと認識しております。このため、救急講習等での様々な機会を通じて誰もがAEDをためらうことなく安全に使用できるよう、AEDの使用に対する住民の皆様への理解増進を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 若干の再質問をしたいと思います。

空調ベストなどの熱中症対策物品の新規貸与については、署内で十分な調査・研究をし、課題となるデメリットなども分析され答弁いただいた内容だと理解しましたが、全国的には、要領をつくり、着用を認め、活動がしやすい、団員の定着にもつながる、団員の要望が実ったなど歓迎されているとの声もあります。消防団活動で空調ベスト着用を公式に認めるのはまだまだ珍しいとのことですが、全国消防長会で紹介しているとのことですので、引き続き調査・研究をお願いしたいと思います。

報酬についても県内の動向を注視し、適切な時期に改正も含め検討していただきたいと思えます。負担が重いと言われた消防操法大会の見直しも改善されました。9分団の団員283名の声に耳を傾け、より活動しやすい環境づくりが広がることをこれからも取り上げていきたいと思えます。

AED使用における女性の保護シートについては、臨機応変な対応を検討していただけると思えます。現場への説明も含め、早急をお願いします。

最後に、AEDの年間の維持管理費と本体の耐用年数及び処分方法について伺いたいと思えます。購入が年度に固まっていると、今後予算との関係もあると思えますので、再質問をさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉消防次長、自席にて答弁。

○消防次長兼消防課長（大倉 巧君） 水谷議員の再質問についてお答えさせていただきます。

AEDは、本体購入時に消耗品の交換や点検なども含まれる内容となっております。購入価格は導入された年度によって違いますが、おおむね20万円から30万円で、耐用年数はおおむね8年です。処分につきましては、産業廃棄物として廃棄しております。

なお、女性用保護シートの代替品として、応急手当て用の三角巾を早急に配備したいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 3件目の最後の質問に入ります。

パートナーシップ制度の導入について伺います。

性別は男女に二分できるものではなく、LGBTQやSOGI（性的指向・性自認）

と言われるように多様であることが知られるようになってきました。ジェンダー平等は、自分は女性にも男性にも当てはまらないと思っている人も含め、生きやすい社会をつくらうとの思いが込められている言葉です。

関市や海津市では、性的マイノリティーのカップルを婚姻に準ずる関係と認め、証明書を発行するパートナーシップ宣誓制度を導入しています。同制度は法的拘束力はありませんが、公営住宅への入居、全事業所ではありませんが、病院への面会や生命保険の受け取り、携帯電話の家族割も可能になるなど一定の権利の享受をできるようになります。日常生活を送る中で社会から理解を得やすくなることや、2人の関係を自治体に認めてもらうことで、豊かな暮らしが保障されます。

現在、全国で300を超える自治体でこの制度が施行されていると聞き及んでいます。そうした中、岐阜県がこの制度の導入を9月1日からスタートしました。ホームページには、お二人の人生が岐阜県の中で尊重され、自分らしく暮らしていただくことを応援するものとうたっています。岐阜県は、市町村と連携し検討する方針としていますが、次の4点で伺います。

1. パートナーシップ制度についての町としての認識や導入への見解をお尋ねします。

2点目は、性的マイノリティーの方が暮らしやすくなるため、社会の理解や意識の向上が必要です。これまで職員への性的マイノリティーに関する研修やセミナーの開設は、また今後の取組について伺います。

3点目、県の9月1日からの導入で、県教育委員会が各市町村の教育委員会に到達している内容はありますか。学校現場で児童・生徒への学習の取組について伺います。

4点目は、利用できる公的なサービスを増やし、対象となる方がより多くのメリットを得られる制度にすることが求められます。当町では、県がパートナーシップ宣誓書受理証の利用が可能なサービス券・市町村の行政サービス40項目のうち、公営住宅の入居申込み、身体障害者に対する軽自動車の減免、死亡届の提出、埋葬・火葬許可申請の4項目を町として受理していますが、今後の拡充も検討に入れてありますか。具体的な項目があればお聞かせください。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、1点目、2点目の御質問につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

1点目につきましては、町といたしましても、性差、障害の有無、国籍などに関わらず、町民一人一人が個人として尊重され、互いに尊重し合える社会を目指すことは重要であると考えことから、パートナーシップ制度は意義あるものと考えております。

岐阜県のパートナーシップ宣誓制度は、行政及び民間サービスの利用を目指しています。各市町村においても、この制度の運用により、申請・届出内容によっては、戸籍上、住民票上他人である者でもパートナーとして認め、親族と同等の受給ができるようにな

ります。

当町において、要綱を制定しなくても、県の制度の運用により市町村においてサービスの利用を可能にすることができることから、町独自のパートナーシップ宣誓制度の導入は予定していません。

次に、2点目の御質問につきましては、職員への研修等についてですが、人権同和問題研修会において、人権問題として触れたことはございますが、専門のセミナー等の実施はありません。

今後につきましては、人権関係の研修会などでLGBTQ等について理解を深めていきたいと存じます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 3点目の御質問につきましては、学校現場に関することですので、教育委員会の私から回答をさせていただきます。

議員御質問のパートナーシップ制度について、県教育委員会から各市町の教育委員会に通達されている内容のものは、現在のところございません。しかし、平成27年には、文部科学省から性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての資料が、教職員向けに発行されています。また、人権問題を取り上げる中で、LGBTQや性的指向の多様性について学習する資料等が作成されています。

本町では、養老町教育大綱に全ての人の人権が尊重される教育の推進を基本方針として掲げ、17の人権課題を取り上げた学びを推進するなど、人権尊重の教育として重視しています。本町の学校では、人権教育を全ての教育活動の基盤として取り組んでおり、LGBTQや性的指向の多様性について様々議論し、学習する機会を設けています。

また、LGBTQについて関心を持ち、正しく理解するため、教職員を対象に講師を招き、教職員研修を実施しております。さらには、保護者にも正しく理解してもらうため、PTAにおいても同様の研修を実施してまいりました。

パートナーシップ制度を学校で取り上げることについては、子供の発達段階を考慮する必要があると考えます。子供の発達段階に応じ、小学校中学年においては、思春期に現れる変化として、性と自分らしさや命の大切さについて学んでいます。また、中学校では、人権教育においてどんな差別があるのか、様々な感じ方があることに対して正しく理解できるように取り組んでいます。これらの取組は、パートナーシップ制度を正しく理解するための素地を培っているものと考えています。以上でございます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） 4点目の御質問については、私のほうから回答させていただきます。

現在、県のホームページに掲載されている当町で利用できるサービスは、町営住宅へ

の入居と軽自動車税の減免になります。本制度は運用されたばかりであり、各市町村においても利用可能サービスにばらつきがあります。具体的な項目が決まっているわけではありませんが、他の市町村とのサービス格差が生まれないよう提供可能なサービスについて検討してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 当町では、パートナーシップ宣誓制度は行わないが、県と連携し施策を推進していくとの答弁だったと思います。県の導入があまりにも拙速で各市町が戸惑っているとも聞き及んでいます。ジェンダーギャップ指数2023では、日本は146か国中125位でした。そうした現実の中で、全ての職員や町民の方々の意識向上や理解を進めていく施策が求められていると思います。自分自身も豊かな概念を持つため学び、意識の向上や理解を深めたいと思います。以上で終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

小学校の今後の在り方について御質問いたします。

少子高齢化に伴って児童数が減少になり、子供たちが安心して学ぶ環境を把握できているのでしょうか。

これは、養老町の町内の全小学校の年度別全児童の人数です。

養老町内の全児童数、令和5年度が1,108人ですが、令和11年度には669人になります。このことから、養老町内の小学校児童数の減少が分かります。今年度の町内の小学校の新入学児童数は、令和5年度は1年生143名に対して、令和11年度は1年生83名で60名の減です。また、令和5年度、今年です。町内のある小学校の入学児童数は3名でした。この数字はもはや異常事態と思わざるを得ないです。誰もが想定していなかった人数です。地域が消滅していく危機感を感じます。人口減少のスパイラルが加速度的に進行しています。子供たちが学ぶ環境は、1年生3人では、と心配や不安の声が聞こえます。

ある会議の時でした。少人数の学級について、来年度より子供たちが集団で遊ぶ学級として複式学級を考えていますというお話でした。それはどんな学級を考えてみえるのでしょうか。次の3点を質問いたします。

1点目、複式学級になることが考えられますが、具体的にはどのような授業方法で行

われるのか、また学校生活の様子はどうなりますか。

2点目、子供たちが少人数でも楽しく学ぶことができるようにするために、どんな手だてをされますか。

3点目、複式学級のメリットとデメリットはどうなりますか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 大橋議員の御質問について、実務的な内容が伴いますので、私から回答をさせていただきます。

まず1点目の複式学級の授業方法や、学校生活の様子について回答いたします。

令和6年度、町内の1つの小学校で、2年生と3年生が複式学級に移行します。これは、2つの学年の児童数の合計が16人を下回るためです。このことは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められた基準により編制されるものです。

この学校では、2年生と3年生合わせて13人が一つの学級で生活します。担任は1名で、一つの教室を共同で利用することになります。授業は、2年生と3年生と一緒に学習します。例えば、3年生の学習課題を説明している間に、2年生は前の時間の復習を個別学習します。3年生が個別学習に取り組む時間に、担任は2年生の子供たちのほうに移動し教えるという進め方になります。この方法をわたりといいます。1人の教員がわたりを効果的に仕組みながら、子供たちの学びを深めることができるよう取り組みます。

給食や掃除は、2年生と3年生が共同で分担し行います。朝の会や帰りの会も一緒に行います。2年生と3年生で一つの学級として学級生活を行います。

続きまして、2点目と3点目の御質問は関連がございますので、まとめて回答をさせていただきます。

まず、複式学級のメリット・デメリットと言われることについてお答えいたします。

デメリットについては、少人数であるためグループ活動が仕組みない、意見や考えが多様に広がらないことなどが考えられます。体育や音楽は集団で学ぶ要素が強く、少人数ですと学習を進める上で難しい面があります。

メリットといたしましては、少人数のため個別指導が行き届き学力が向上する、個別学習をする時間があるため自分で学ぶ力が育つと言われていています。

いずれにしても、初めての複式学級であるため、指導する教員の負担も含め課題は多くあると考えます。そこで、デメリットを改善し、子供たちにとって学力が身につく、少しでも楽しく学ぶことができるよう、学校と協力して次のような工夫をしたいと考えています。

県から配当される教員は確かに1名ですが、複式学級が初めてであることを鑑み、非

常勤の教員の補充を要望したいと考えます。また、本町の学校支援員の中には教員免許を持つ支援員や、元教員もいますから、その配置を考えます。そして、わたりの負担を軽減し、子供たちの学習を支援できるように手だてを講じます。例えば、算数、国語、社会、理科などの教科をこの体制で取り組みます。他方、集団の学びが効果的な音楽や体育、図工などは合同で授業し、学びの楽しさを味わうことができるようにしたいと考えます。ICT機器を活用し、他校とつないで交流することも工夫できそうです。教員の研修も大切です。複式学級の実践を学び、指導力の向上につなげる研修を位置づけます。

様々な工夫が求められると思いますので、実践を通して学校と連携し取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ただいまの答弁で、町として複式学級の取組が分かりました。学級編製の標準、複式学級の基準を考えて、子供にとって、子供たちが楽しく遊べる、学べる学校として、子供の人数、教員数、授業内容、そして集団としての人間関係の工夫など、複式学級としての取組が分かりました。

ここで再質問いたします。

ある地域の50代から70代の男性の方に、今後の小学校の在り方についてどう思われますかとお聞きしました。御意見を御紹介いたします。

今後の小学校の在り方についてどう思われますかとお聞きしますと、「150年の小学校の歴史はどうなりますか」「学校がないところに地域は住めないです」「学校を1つにするとスクールバスやバス停とか大変になります」「親さん方の考えを大切にしてほしいな」「牧田川を境にして川北に一つの小学校はどうかな」「養老町で小学校の人数は何人になったら廃校にするか決めるといい」「幅広いメンバーでもっと話し合っていきたい、それぞれの世代ごとに話し合うことが大切」など、一人一人の50代から70代の方の本当に真剣に考えて御意見を出していただきました。また、いろんな意見に耳を傾けていただいて、地域全体で考えていく姿でした。本当に地域のためは子供のため、それは養老町の将来のためだと皆さん答えていらっしゃいました。

そこで再質問いたします。

今後、養老町の小学校は、どんな学校であつたらいいとお考えでしょうか。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） ただいまの大橋議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、地元住民の皆様の貴重な御意見をお聞かせいただきました。自分たちの住む地域に学校を残したいというお考えは、これまで地域と共にある学校を目指して取り組んでまいりましたので、とてもよく理解できます。一方で、児童数の減少から統廃合

を含めて適正な規模の学校で学ばせたいというお考えもあったかというように思います。

また、子育て世代、住民の皆さんの考えを尊重したいというお考えは、これからの学校の在り方を考える上でとても大切な視点だと思います。

今年、4年ぶりに行政懇談会を行いました。それぞれの地域で児童数の変化についてお知らせしてまいりました。まず現状、事実を正しく知っていただくことを大切にしたいと考えたからです。その上で、今後、養老町の学校の在り方について検討してまいりたいと考えております。

まず、令和6年度に専門家や住民代表、子育て世代代表、学校関係者代表等を集めた学校の在り方検討委員会を立ち上げたいと思います。そして、その中で、幅広い世代の御意見や考えを集約、そして先行している地域の取組や学校の様子なども調査・研究し、そしてこれからの学校の在り方を考えてまいりたいと思います。

学校の在り方を町民の皆様にとって大切な問題として考えていただけるようにするために取り組んでまいりたいと思います。子育て世代の皆様にとっては、特に切実な問題です。また、町民の皆様にとっても学校は地域づくりの起点となっていますから、まちづくり、地域づくりともに今後につながる重要な課題です。どうか今後の取組に御理解・御協力をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 大変難しい問題であると思ひますが、やはり養老町の学校として、子供たちが寂しい思ひをしないように、子供たちが喜ぶためにはどうやったらよいか、子供側に立った養老町としての学校、行政だけでなく、学校だけでなく、地域の住民や多世代の方で話し合つて、養老町全体が納得いく学校の在り方を考えていただきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従ひ、中学校の部活動、地域移行に向けてについて質問させていただきます。

質問事項に入る前に、先日の甲子園大会において、養老町の子が主将として出場し、大活躍をしている姿を目にいたしました。また昨年は、養老町初となるプロ野球選手も輩出いたしました。町出身のスポーツ選手の活躍は、町民の希望であり活力にもつながります。町では、「1町民1スポーツのまち・養老」を基本理念として、スポーツの啓発に取り組んでいます。スポーツは、穏やかでたくましい心身の発達を促し、好ましい人間関係を育むとともに、明るく健全な社会を築く上で重要な役割を果たしていると思ひます。

近年のコロナ禍の影響もあり、運動不足から身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害が懸念されています。子供の健全な発育・発達に影響を及ぼすばかりではなく、生活習慣病の発症や、生活機能の低下により、骨折や筋肉等の運動器の衰えなど、リスクが高まります。スポーツは、健康保持、増進だけではなく、ストレス解消や自己免疫を高める効果があるとも言われています。

本町が今後、少しでもスポーツに慣れ親しむことができる環境づくりを願うとともに、本町から活躍する子供たちが一人でも多く現れることを期待して、中学校の部活動の地域移行に向けての質問に入らせていただきます。

令和4年6月、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び令和5年3月、岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを受け、部活動を学校教育から社会教育への一環として、スポーツ団体や指導者等と学校が連携し、持続可能な体制づくりを目指し、全国的に地域移行に向けて進めています。

全国的に深刻な少子化の進行により、現在部員数は減少し、生徒のニーズも多様化してきています。また、学校においては、部活動顧問となり得ることができる教員の数が減少しており、部活動が教員の大きな業務負担となっているのが現状と言われております。こうした現状と課題を踏まえ、部活動の持続可能なものとしていくため、今後の部活動の在り方を検討していく必要があるとしています。

そこで、スポーツ庁において、令和5年度から令和7年度にかけて、休日に実施する部活動を段階的に地域移行する提言がされています。文部省は、令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域移行を進め、将来は平日の部活動の指導も地域に委ねることを目指していくとしています。このことは、部活動の在り方を大きく転換するものであり、学校や移行先だけではなく、保護者や行政などの関係者が連携しながら、丁寧に進めていく必要があると思います。

地域移行が求められる背景の一つに、中学校教員の長時間労働が深刻化していることがあります。教職員の働き方改革が進む中、競技経験のない教員が指導をせざるを得ない現状にあること、また少子化に伴う部員数の減少により、学校ごとに部活動運営が困難になりつつあることも地域移行の必要性を高める要因であると伺います。

部活動は、スポーツや文化芸術活動を通じ、体力の向上や人間関係の構築、学習意欲の向上など、子供たちの健やかな成長を促すという役割があります。将来にわたり、子供たちが継続してスポーツに親しむ機会を確保することは非常に重要なことだと考えます。部活動をやりたくてもできない、このままだと部活動がなくなってしまうといった事態は避けなければなりません。子供たちの活動の機会をなくさないようにするため、学校、家庭、地域が協力し、連携して持続可能な仕組みをつくっていくことが大切だと考えます。今後、段階的に地域移行していくに当たり、保護者負担や制度について様々な解決すべき課題も多いと伺います。

そこで、3点について質問いたします。

1点目、休日部活動の地域移行について進捗状況をお聞かせください。

2点目、休日部活動において事故があった場合、どのように対処しようと考えていますか。

3点目、休日部活動の地域移行に伴う保護者負担はどうなっていますか。

3点について、町長及び担当課の見解をお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 早崎議員の御質問に対して、実務的な内容でありますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の進捗状況についてです。中学校部活動の地域移行については、スポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議提言を受け、養老町では、まずは休日の運動部活動を地域移行するとして、令和4年度より検討を進めております。

令和4年度は、町内にある2つの中学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の会長、PTA会長、校長、教頭、スポーツ連盟、地域スポーツクラブをメンバーとする養老町休日部活動の地域移行推進協議会において会合を重ね、地域移行に向けた方針を作成しました。その方針を基に、スポーツ少年団指導者・母集団研修会、PTA本部役員会、部活動保護者育成会において、休日部活動の地域移行について説明し、御理解を得られるよう進めてきました。

令和5年度は、学校部活動の外部指導者、中学校教職員との協議を経て、新チームになった保護者会、育成会への説明を行ってまいりました。当初、9月を開始予定としておりましたが、新チームの育成会組織が整わなかったこともあり、10月から移行する予定です。

しかしながら、全ての部で休日部活動の指導者が見つかったわけではありません。まずは10月より指導者の確保など体制が整った部より開始いたします。指導者が見つからない部活については、引き続き指導者の確保に努めるとともに、暫定的に教職員や保護者の協力を得て子供たちが困らないように運営いたします。

休日部活動の事故があった場合についてです。

休日部活動時の事故等の対応について、次のように考えております。

体制については、休日の部活動を地域指導者にお願いするに当たり、安全に活動できるように2人以上で指導に当たる体制としています。万が一の事故などに対応するには、1人では対応が難しいと考えるからです。やむを得ず1人の指導者で行う場合は、複数で活動が見守れるように教職員の協力と保護者の見守りをお願いします。さらに、休日部活動における生徒、指導者全員にスポーツ安全保険に加入していただきます。これは、休日部活動の活動時に起こった事故、けがなどに対して補償するものです。また、このスポーツ安全保険は、指導者本人のけがを補償するだけでなく、賠償責任に対しても補

償するものであり、万が一の事故等にも対応することができるようにしたいと考えています。

休日部活動の地域移行に伴う保護者負担については、土・日の活動については、どちらか1日は原則休業日にすることがスポーツ庁から発出されているガイドライン、また岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにも明記されています。休日部活動の保護者負担については、休日部活動を運営する費用として、年間1万円を負担いただくことを考えています。

現在、中学部活動は全員加入から任意加入に変わっています。休日の部活動についても参加は希望者です。保護者負担が生じることは、保護者に対する公平性の観点からやむを得ないものと考えます。

部活動を運営するには、各部活動の部費のほか、様々な経費が必要となります。支出経費としては、主に指導者への報酬、指導者及び参加生徒の保険料が必要になります。保護者から御負担いただくほか、町からも補助金として部活動の運営を支援しています。具体的には、大会等の出場に伴う遠征費用等を補助するため、町から部活動振興費補助金として各中学校に支援しています。また、県大会等に出場する生徒への生徒派遣助成金として町から補助をしています。そのほか、活動時の町スポーツ施設の利用における使用料の減免も行っています。

このように、町の補助で不足する費用について保護者にも御負担いただくものです。引き続き部活動が継続的に運営できるよう、保護者からの御理解・御協力をいただきたいと存じます。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（野村永一君） 8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） ただいま進捗状況について詳細にお答えをいただきましたが、休日部活動の地域移行に向けて、町としての方針を定め、順次進めていることがよく分かりました。

まずは休日の部活動から地域移行していくとのことですが、指導者の確保や運営体制など、厳しい課題はたくさんあるとお察しいたします。また、各部の実情が様々異なることから、一律の対応をする難しさもあろうかと思えます。学校、家庭、地域の連携は必要不可欠であります。子供たちの部活動の機会を失うことのないよう、指導者や保護者に対し、引き続き丁寧な説明をお願いし、理解と協力が得られるよう進めていただくとともに、子供たちが安全・安心に部活動できる環境づくりの構築に努めていただきたいと思います。

また、保護者負担が生じることについては、参加については希望者、任意の参加となります。やむを得ない面もありますが、できる限り軽減してほしいと思えます。

部活動の地域移行が、将来にわたり子供たちが継続してスポーツに親しむ機会の確保

につながることを期待して、再質問はいたしません、私の思いを述べさせていただき質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は、3つの項目について質問を行っていきたいと思います。

それでは、まず1つ目。

テレワーク施設YOROfficeの運営について質問を行います。

町内にあった休眠施設に2億円ほどの関連予算を使い、昨年度オープンさせたのがテレワーク施設YOROfficeです。

コロナ禍の最中でしたので、華々しくオープンとはいきませんでした、予算計上時の説明では、この施設の意義について、交流人口の増大等に寄与するとして熱の入った説明があったのを記憶しています。

しかし、オープンから半年ほどで管理運営を委託していたLa Himawariが運営困難という理由で撤退してしまいました。その後は現在の事業者G L O C A Lが引き継いで運営を行っています。

事前の調査によると、利用者のごくごく少数であり、昨年7月のフルオープンから月の利用者数が100人を超えたのは1度だけです。これも延べ人数なので100人が使ったではなく、同じ人が複数回使ったりして100件の利用があったという意味です。施設の規模を考えると月に100人でも圧倒的に少ないです。これが過去に1度だけです。特に今年6月の利用者数は14人となっています。利用している人が少ない、利用者の内訳を見ても今年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更されてからは、町内の利用者が町外の利用者を上回っており、当初期待された交流人口の拡大にも寄与できていません。YOROfficeで講演会等のイベントを開催して利用者増の促進を図ってはいますが、事前の調査結果からも効果は限定的であると言わざるを得ない状況です。

この状況を踏まえ、現状の運営状況について見解を求めたいと思います。

次に、通告では現在の運営会社は宿泊業にも携わっている事業者であるため、今後YOROfficeを宿泊業と連携させていく考えはあるかというものでした。

今回いろいろ調べていたら、既に町内で3件宿泊施設の運営をやっていました。町内の中古住宅や古民家を利用した宿泊業です。これやっているのを皆さん御存じでしたかね。私は知らなかったのが大変驚きました。ということで、通告したこの質問は宣伝に

代えさせていただきます。

今後の展開について分かっていることがあればお答えください。

3点目。

ということは、今述べたように、やれそうなことは既に実施済の状況です。それでも利用状況が改善していないというのは、かなり危機的状況なのだろうと単純に予想できます。この苦しい状況を打破できるような具体的な逆転の手だてや構想があればここで説明してください。なければなしとだけお答えいただければ結構です。

最後に4点目。

コロナ禍が一定の終息を迎え、テレワーク需要は相当低下しています。公益財団法人日本生産性本部が今年8月に発表した調査結果によると、企業のテレワーク実施率が15%ほどで、コロナ禍以降で最低となり、最も高かった時期と比べ半減しているそうです。大企業ほどこの傾向が強いようです。当然予想できる結果でしたが、今後さらにこれまで以上にテレワークの需要はなくなっていくことでしょう。

この施設は、地域福祉センターとして建設された頃から交通の便が悪く、車がないとアクセス困難な施設でした。他の活用は相当難しい、そういう施設であったため、ここ何年も休眠施設だったのです。この先のテレワーク需要を考えたとき、傷が大きくなる前に撤退する、そういう決断も必要なのではないかと考えます。見解を求めます。

以上の4点について答弁を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） 岩永議員の御質問は実務的な内容でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

1点目の現状ということと2点目の今後の運営についてということにまずお答えさせていただきます。

現在は指定管理者である株式会社GLOBALとともに、岐阜県が主催する首都圏の地方進出を検討しているIT企業と出会えるイベント、自治体×企業マッチングイベントなどへの参加や、地域力創造アドバイザーを活用した地域活性化懇談会の定期的な開催により、本町の企業と進出希望の企業との連携のきっかけづくりを行っているほか、新たな施設予約サイトの利用などに取り組んでいるところでございます。

また、議員おっしゃったように、YOROffice進出企業によるDMCビジネス推進事業による体験プログラムの開発、お試し移住推進空き家リフォーム宿泊施設事業によるYOROffice利用促進を行っております。さらに、養老公園観光拠点整備プロジェクト、通称ヨロラボとっておりますが、によりまして、養老鉄道養老駅から養老公園にかけて点在する観光施設において、テレワークと体験型コンテンツの充実を中心とした取組を進めております。

そのほかにも、保育園留学についての調査・研究を進めており、宿泊施設とも連携が

図られるように努めているところであり、引き続き利用増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の逆転の手だてということにつきましては、今後も利用者拡大に努め、関係人口拡大のための関連事業を実施してまいります。また、コストにつきましても、企業努力はもちろんのこと、利用者拡大などによる指定管理料の削減も行えるように努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の撤退の考えはあるかということにつきましては、議員の御質問にもありましたように、コロナ禍での利用者状況とは違った点も出てきております。都市部の企業が地方へ進出することにつきましては、まだまだ需要が見込める状況であると認識しておりますので、継続して企業へ働きかけを実施してまいりたいと考えております。現時点での撤退の考えはございません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

様々な取組を考えている、やりたい気持ちも伝わってきます。しかし、今は数字が全てを物語っています。補正などの関連予算を含めると2億円ほどが投入されている事業です。そして、今後も毎年1,000万円ほどの経費がかかっていくと思われる施設です。つまり、すぐにでも成果を出していただく必要がある事業なんです。

再質問として2点お聞きしたいと思います。

YOROfficeに直接宿泊ができるようにすることはできないのかということと、最大のネックである交通の不便さ。これを解決できるような構想はあるか。この2点について再度答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の直接の宿泊という事業につきましては、法の関係もございますけれども、また新たな改修が必要となるということが考えられることから、今のところそういう予定はございません。

また2点目、交通の不便さというようなことでございますけれども、オンデマンドバスの土曜日の運行も開始したというようなこともございますし、今後またさらにそういったことも考えていく予定でございますので、その辺は今後検討したいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後ですね。

思いの強さが実績に比例しないというのが、この社会の悲しい実情です。

YOROfficeがこの先、当初もくろんだ交流人口の増大が達成できないままだった場合、町執行部が考えているよりも早い時期での決断が迫られます。惜しまれつつ閉鎖した町民プールとは違い、町民への還元性の低いテレワーク施設です。経費ばかりがかかるようでは、町と町民への負担が増すばかりになります。計画があるのなら早く実施して掲げた理想を達成してください。

このことを申し述べこの質問を終わりますが、まずはお手並みを拝見させていただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に移りたいと思います。

小学校の統廃合についてです。

先日、町教育部局から議会に小学校の入学者数の今後の見通しについて説明がありました。内容は、少子化の影響を受けた結果、来年度4月から町内の小学校で複式学級が編制されるというものです。衝撃的な内容ですが、これはもう7年前の出産予定者数で既に予想できていたことです。

この質問は、本日、他の議員が類似、または重複質問もあったかもしれませんが、通告に従って順次質問をしていきますので、御承知おきください。

今から5年前の2018年12月議会において、今回と同じタイトルで質問をしております。このときに複式学級化が起きるので、そうなる前に統廃合をしようという旨の提案を行いました。しかし、当時の町長をはじめ、行政側の答弁は、小学校の統廃合は考えていない、今のままでやっていく、1300年祭等の影響で人口増も期待できるかもしれない等々、危機感の感じられないような答弁でした。

当時、統廃合の議論だけでもスタートさせようと訴えましたが、これも取り上げられませんでした。あれから5年、行政の怠慢は全て子供たちの教育環境に大きな影響を与えることになりました。ここに至るまでの5年間、一体どんな取組があったのか、分かりやすくできるだけ簡潔にお答えください。

次に、来年度から複式学級になるのは日吉小学校だけです。しかし、さらにその1年後には広幡小学校、その後も人口の流出が続けば複式学級化される小学校は増えていくことでしょう。複式学級化された小学校とそれ以外では、教育環境に大きな差ができます。この辺りをどうフォローしていくのか考えを聞かせてください。

3点目、5年前と同じことを言います。

養老町の人口減少は深刻です。小学校の統廃合に時間的な猶予はありません。見解を求めます。

4点目、もはやゆっくり議論をしている時間もなくなっている状況です。結論を出すまでに具体的な年限、期限を設定する必要があります。見解を求めます。

最後5点目、今後の養老町の人口情勢を鑑みての提案です。

登下校用のスクールバスをしっかりと充実させた上で、2つの小学校、2つの中学校体制への移行を提案します。見解を求めます。

以上の5点について、答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 1点目と2点目の御質問につきましては、実務的な内容が伴いますので、私から回答させていただきます。

3点目以降の御質問につきましては、見解についてですので、後ほど教育長より回答をさせていただきます。

1点目のこれまでの5年間の取組についてです。

御質問いただきました平成30年当時、児童数は減少傾向にあるものの、近い将来に複式学級が編制されることは明確になっていませんでした。令和3年度と令和4年度には出生人数から児童数のさらなる減少が明らかになりました。折しも県外において、学校の統廃合に取り組む自治体も増えてきたことに伴い、本町におきましては、その自治体や教育委員会の調査を実施してまいりました。こうした状況下において、教育委員の皆様からも御意見をいただき、課内で様々協議をしてまいりました。その中で、複式学級になる学校が明らかになると、統廃合を含めた学校の在り方の議論の必要性が高まることが分かりました。

今年度、町では学校の統廃合を含め、これからの学校の在り方を検討していく必要があるとして、教育委員会部局において学校の在り方対策監が設置されました。

そこで、まず児童数の推移について住民の皆様には正しい情報を知っていただくことが大切だと考え、各地区の行政懇談会や議会全員協議会のほか、校長会や園長会において順次説明をしてまいりました。

2点目の学びの環境の差にどうフォローしていくかの御質問について回答いたします。

町内の小学校の児童数の減少傾向に伴い、令和6年度以降には複式学級が編制されてくる予定の学校がございます。この先、複式学級が編制されていく小規模校もあれば、学級数が単学級になっても学びや学校生活の楽しみを味わうことができる環境が維持できる見通しの学校もございます。議員御指摘のとおり、各学校の児童数にばらつきがあるため、今後、学校間で学びの環境に差が生じることが考えられます。

先ほどの大橋議員の御質問でもお答えいたしました。複式学級には少人数であるためのメリット・デメリットがそれぞれございます。そのメリットを生かしデメリットを改善するための取組に力を入れてまいります。さらには、教科に応じた学習集団の組替えと教職員の配置を行ってまいります。特に、県への加配要望と教員免許を有する町の支援員を配置し、子供たちの確かな学力の育成を図ってまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） それでは、3点目、4点目、5点目についてお答えをさせていただきます。

本町の児童数は年々減少しております。人口減少とともに本町の大きな課題です。今後、子供たちが学ぶ環境としてどのような学校規模が適正か、子供たちや子育て世代の保護者がどのような学校を望まれるか願いを把握し、本町としての学校の在り方を検討する必要性があり、先延ばしすることはできない課題だと考えております。

ゆっくり進めるつもりはありませんが、まず今現在、小学校の子供たちのことを考えた手だてを講じたいと思います。児童数が減る学校においては、学習環境や学校生活に関する不安な思いを抱く保護者や子供たちがいます。その心配な思いに丁寧に対応し、授業や集団による活動を工夫して行うことができるよう、学校と一体となって取り組みます。該当学年の保護者の皆様には、今年度内に学校と連携し、授業や学校生活で工夫する手だてをお知らせする予定です。

あわせて、学校の統廃合の議論については、令和6年度、学校の在り方検討委員会を立ち上げ取り組みます。委員会の検討によりますが、町民皆様の意識や御意見の把握に努めることになると思います。特に子育て世代の保護者や今後結婚を考える若い世代の意見に耳を傾け、養老町で子育てしたいと考えていただけるような学校の在り方を検討したいと思います。

今年度行われた行政懇談会では、さきの大橋議員の質問にもありましたように、学校の在り方について異なる立場や様々な考えがあることが分かりました。先延ばしはできないと考えるからこそ、児童数の推移を情報提供してまいりましたが、今後は学校の在り方を考えることが世代を超えて町民皆様の議論となり、子供たちにとってよりよい環境を整えるための話合いとすることの重要性を感じております。

また、学校の在り方がまちづくりや地域づくりとも大きく関わる課題であることを踏まえ、熟議を進めたいと考えます。

議員御提案の具体的に年限を決めること、それから町の学校として2小学校、2中学校はどうかという体制についてでございますが、貴重な御提案をいただきました。これらの内容は、まさに学校の在り方検討委員会を設置して、その中で検討してまいりますので、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

町民の皆様のご合意形成や納得には時間がかかると考えられますが、子育てをする環境に期待感が持てるよう、また住民の皆様がよりよい子育て環境づくりに御理解と御協力していただきますよう、議論と啓発を重ねてまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

何度も何度も言います。

子供たちの教育環境を守るために、少なくとも今の養老町では、小学校の大規模な統廃合は必須です。行政として現時点で表立って言えないのかもしれませんが、このことは理解いただけていることと思います。

今回、2小学校、2中学校制を提案させていただきました。この2小・2中制以外にも様々な意見が出ることでしょう。しかし、時間的制約があるのも事実です。統廃合など協議する委員会が来年度スタートするとの旨をいただきましたが、そんなゆっくりでいいのでしょうか。今は9月です。少なくとも今年中にこの委員会を立ち上げ、今年度中にある程度の方向性を出す。その上で、現小学校区での議論を経ていく、このくらいのスピード感がないといつまでたっても結論が出ないと思うのですが、どう考えますか。見解を求めます。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 再質問にお答えします。

少しでも早くという御提案、御意見でございました。しかしながら、学校の在り方検討委員会のそのメンバー等を考えますと、多様な方に入ってください必要もございまして、その検討にはやはり少しお時間をいただきたいと思います。様々なお立場の方がいらっしゃいますし、年度替わりでやっぱりそういったお仕事が決まってくる方もおありになりますので、そういったことも踏まえて今年度内に人選を進めながら、来年度からの立ち上げ、議論というふうに進めさせていただければと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 小学校の統廃合に限らず、こういった話はとても苦しい話です。できればやりたくないものですが、時代と社会情勢がそれを許しません。小学校の統廃合は決して悪いことばかりでもありません。子供たちは再び活気ある学校生活を送ることができるようになります。

経費に関しても、例えば今回提案している2小・2中体制が実現すると、スクールバスをしっかりと配備したとしても十分賄うことが可能となります。私の試算では、小学校1つで5,000万円ほどの経費が削減されるので、スクールバスどころか給食代や学童の無償化もできてしまうこととなります。子供たちの学校教育を経費云々で語ってはいけません、十分魅力ある教育環境と家庭への支援が実現できることとなります。これがまちづくりです。

以上で、次の質問に移りたいと思いますが、最後に複式化した学校ですね、来年度、ぜひ早期にどんな様子で授業をされているかというのを見られる機会、視察の機会、大勢で押しかけるのに障りがあるようでしたら、今この時代ですので、スマートフォンを1台設置していただければ、我々議会でしたらタブレットで見られることもできますので、とにかくどういう形で複式学級が運営されているかというのを見られるような手配をし

ていただけるよう求めて、この質問を終わって次に移りたいと思います。

では、3つ目の質問に移りたいと思います。

中学校部活動の有料化についてです。

この質問も、本日、他の議員が似たような質問をしておりますので、重複、類似の質問があるかと思いますが、こちらも通告に従って順次質問をしていきたいと思っています。

文科省並びにスポーツ庁の提言により、令和5年から7年をめどに、中学校部活動の地域移行が進められることになりました。これは、学校の働き方改革により、教職員の業務負担軽減を狙ったものです。無償で行ってきた休日の部活動を学校でなく、地域へ任せるとというのが事の始まりです。

教員には文科省の定めたルールがあり、通常の労働者のような三六協定みたいなものは存在しないので、休日に無償でという表現はそもそもおかしいのですが、これも時代なのでしょう。いずれにしても、国の決定を受けて養老町でも部活動の地域移行が進められています。その結果、休日に部活動を行うための経費を保護者負担とすることが決まりました。この経緯について説明いただきたいと思っています。

2点目、保護者負担の額は年1万円というふうに聞いております。この1万円という金額の根拠をお示してください。

3点目、既に今年の下半期10月から有料化がスタートするそうです。来年、中学校へ入学する小学校6年生がいる世帯への説明はどうなっているのかお答えください。

4点目、値上げで生活していくのに大変厳しい社会環境となっています。町でも子のいる家庭への経済支援や困窮者への支援を行う予算計上が度々行われています。こういった状況下であって、今回の部活動の有料化は矛盾しているのではないのでしょうか。部活動は教育の一環として実施されているものです。今回の保護者による負担は撤回して全額町で負担しましょう。いかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 西脇生涯学習課長、自席にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 岩永議員の御質問に対して、1つ目から3つ目については、実務的な内容でありますので、私のほうから回答させていただき、4つ目の御質問については後ほど教育長より御回答させていただきます。

地域部活動が有料化されるその経緯について御回答させていただきます。

部活動の地域移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すという方針がスポーツ庁より示されております。

先ほどの早崎議員の御質問にも回答しましたが、本町においては養老町休日の部活動地域移行推進協議会にて方針を決定し、その後、教職員や保護者の方、指導者の方に説明を行い、合意形成を図ってまいりました。

これまでの土・日の部活動にも、土・日の活動を指導していただく部活動指導員がお

り、その方への報酬は町の予算から1回当たり1,000円をお支払いしてきました。しかし、今後、地域移行を進めていく上で、多くの指導者の方に御協力いただくことが予想され、さらにこの活動を持続可能なものにしていくためにも、その報酬については1回当たり1,500円と増額を考えております。このような経緯で土・日等の休日部活動につきまして、今後その活動を支えていただく指導者の方への報酬を確実に支払うため、保護者の方にも一定の御負担をいただきたいと思いますと考えました。

現在、部活動の参加は任意加入であり、かつ休日の部活動の参加も希望者対象となることから、経費を負担していただく必要が生じました。

2つ目の保護者負担の年間1万円の根拠についてです。

先ほどの早崎議員の御質問に対し回答しましたとおり、土・日の活動については、どちらか1日は原則休業日とすることがガイドラインに明記されております。休日の部活動参加人数320人と指導者への報酬1回につき1,500円を基に、収入額及び支出額を計算しています。

まず、支出額について御説明いたします。

支出額は指導者への報酬、指導者及び参加生徒の保険料及び事務費です。指導者への報酬は1回につき1,500円、指導回数を年間48回、指導者人数を2人、部活動数を2校合わせて26部活として計算しますと、指導者への報酬は374万4,000円となります。

次に、保険料については、参加生徒の保険料1人当たり800円、指導者の保険料1人当たり1,850円として、指導者人数を1部活に対し5名の指導者として130名で計算しますと、保険料の総額は49万6,500円になります。事務費は振込手数料及び通信費として概算で50万円として、それぞれを合計しますと、想定する支出額は474万500円になります。

次に、収入額について御説明いたします。

収入額の内訳は、保険料及び町の補助金になります。保険料については、保護者から御負担していただく参加生徒の保険料が25万6,000円、町補助金としては、中学校部活動指導者の謝金として2校合わせて100万としています。それぞれを合計しますと、想定する収入額は125万6,000円になります。収入額から支出額を差し引きますと348万4,500円の不足額が生じますので、この不足額を保護者負担額に充当することとし、参加生徒人数で割り戻しますと、1人当たり年間1万889円となります。端数を切り捨てて1万円としたのが金額の根拠であります。

3つ目の次年度入学予定の保護者、児童への説明につきましましては、各中学校におきましては、毎年1月に小学6年生の保護者を対象に入学説明会を行っております。次年度中学校へ入学予定の児童と保護者への説明につきましましては、その場をもって行うことと考えております。

1から3までの御回答は以上であります。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） では、4点目についてお答えいたします。

教育行政において、教育、子育てに関する支援は非常に重要だと考えております。しかしながら、現在、部活動は任意加入となっており、さらに休日の部活動についてもその参加は希望者となっております。全員が部活動に参加している体制ではありませんので、町が一律に全額負担することは難しいと考えました。

今後、段階的に地域移行を進めていく過程で保護者の負担や運営の在り方など、様々な課題に対応することが求められてきます。改革推進期間中の3年間の実施状況、生徒の参加人数や指導者の活動実績及び大会参加に伴う負担等を分析し、保護者負担額が適正な金額かどうか、減額できないか検討してまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 部活動の地域移行は国の方針です。自治体は粛々と進めるだけです。よく理解できる構図です。でもその過程で子供や保護者を苦しめては何のための新制度かわかりません。

町長にお伺いします。

今回の対象となる生徒数は、先ほどの答弁からも300人前後ほどと思われます。保護者の負担分を全て町が負担したとしても対して大きな金額にはなりません。十分に対応可能なはずで、間もなく次年度の予算査定が始まります。現状の社会情勢を踏まえて、今回の部活動の有料化を撤回して今後は町で負担する決断を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育長も答弁しましたが、休日部活動の地域移行につきましては、加入も任意、参加できる方ということもあり、全額をなかなか町で負担するのは難しいのが現状でございます。やはり、段階的に地域移行を進める中で、保護者の負担とか制度の在り方、いろんな課題も見えてくると思います。

先ほど、議員は議員のお考えがありますが、我々いろんな制度を見ていく中で、その課題に対してどのような考え方、どのような方策、減額等、保護者負担は適正金額なのかということを検討しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、取りあえずは現状で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） どのような結果になっても、早く、より早い周知を行っていただきたいと思っております。特に、中学校の情報が入りにくい小6児童の家庭への周知、こちらを早めにしてあげられるような体制をつくっていただきたいと思っております。

今まさに町長が言ったような部活動、任意だという、ここの部分に注目していただきたいと思います。それぞれの家庭状況、家庭環境で、もし子供がやりたかった部活を諦める、断念する、そんな悲劇が我が町養老で起きるようなことがないようにしていただきたいと思います。町執行部の英断を期待して、今回の私の一般質問は終わりますが、最後に少し付け加えさせていただきたいと思うんですけれども、部活動というと運動部にすぐイメージが行きがちなんですけれども、文化・芸術、文化部のほうにも皆さん少し注目をして支援をしていただけたらいいんじゃないかなというふうに常々感じておりますので、部活動の話題を取り上げた今回、申し添えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（野村永一君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い、町の防災体制について質問いたします。

日本全体に目を向けますと、地形や地質、気象等の国土条件により、従来から自然災害による甚大な被害に見舞われてきた歴史があります。河川は諸外国と比較しても急勾配で、大雨に見舞われると洪水が起こりやすく、国土の多くが山間部を占めていることから、土砂災害のリスクも非常に高くなっております。

また、日本列島には多くの活断層やプレート境界が分布しているため、世界の大規模地震の約2割が発生する地震多発国でもあります。

特に近年は、気候変動の進行により風水害は激甚化、頻繁化しており、局地的に激しい雨を降らせる線状降水帯は日本各地に大きな被害をもたらし、今年の梅雨に発生した水害については国が激甚災害に指定をしております。

町内でも6月の台風2号により池辺地区の瑞穂において、五三川沿いの町道で沈下が発生し、8月中旬に上陸した台風7号では、大雨警報（土砂災害）が発表され、私自身も警戒態勢を強めたところがございます。また、地震についても近い将来に発生するとされる南海トラフ地震は町内でも大きな被害が想定されています。

このような状況を踏まえまして、町の防災体制について、3点質問いたします。

1点目、本町は浸水想定区域が広く、避難所となる公共施設の多くが浸水するリスクがあり、町で指定する避難所だけでは避難住民を収容することが困難であると想定されます。加えて、施設の老朽化や利用者の減少等から閉鎖する施設もあり、避難住民の受入れは一層困難になることが考えられます。町として対策を講じるべきと考えますが、町の対応をお聞かせください。

2点目、風水害時の避難情報は、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難になり、避難勧告と避難指示は避難指示へと一本化され、国が市町村に対して空振りを恐れることなく、避難指示等を出すよう助言さ

れておりますが、避難情報の改正以降の町の発令実績と発令の基準、風水害時の町の防災体制について質問いたします。

3点目、町から避難情報が発令された場合の情報伝達方法について、いつどのような方法で住民に対して周知をされているのか、以上3点質問いたします。お願いします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） まず、1点目の避難所の関係についてお答えさせていただきます。

佐野議員の御指摘のように、本町は浸水想定区域が広く、避難所となる公共施設の多くが浸水するリスクがあり、全ての避難住民を受け入れることは難しいというふうに思っております。

しかしながら、風水害は警報等の気象情報、河川の水位や気象庁が提供するキキクル等により、危険の切迫を予想できる災害であることから、事前に安全な地域へ避難することが重要であるというふうに考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、避難所では、不特定多数の人と接触する機会が増えることから、避難所に移動することが避難ではなく、避難所以外の安全な場所に暮らす友人や親族のところに避難する分散避難も有効であるというふうにされております。こうした情報は、防災リーフレットや広報「ようろう」、出前講座等で町民の方へ周知を図っております。

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症の位置づけが5類のほうに引き下げられましたが、危険な場所から立ち退くことが重要な風水害では分散避難が有効であることから引き続き周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、公共施設の閉鎖等による代替施設の確保として、これまで岐阜県との協定により、養老公園こどもの国内にあるこどもの家、大垣養老高校の現校舎と旧養老校舎を避難所として指定をいたしました。また、民間施設と協定を締結しまして、有事の際には施設を避難所として利用できるような関係を構築し、住民の方の避難場所の確保を図っております。

地域における自助・共助の推進を図ることを目的に、令和4年度に届け出避難所制度を創設いたしました。地域が管理する集会所等を避難所として活用できるよう、必要な資機材を支給するなど、地域のバックアップを行っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、2点目の避難の発令基準等につきましては、私のほうから御回答させていただきます。

避難情報についての御回答です。

令和3年5月の法改正以降では、令和3年8月14日の豪雨において、警戒レベル3高齢者等避難を発令した実績がございます。この発令においては、午前9時43分に気象台から大雨警報が発表され、その後さらに土砂災害警戒情報において、該当地区における

危険度の警戒色が赤色に変わったこと、また引き続き大雨が予想されていることから、避難情報発令の判断を行いました。また、避難情報の発令が夜遅くなった場合には、高齢者等の方々の避難行動が困難になるおそれがあり、夕刻前の明るい時間帯の発令を判断いたしました。

避難情報の発令基準、いわゆるトリガーは、令和3年5月に内閣府防災担当が公開している避難情報に関するガイドラインに基づく基準により、警報等の気象情報と河川の水位、気象庁のキキクル、台風の進路等を総合的に判断し、発令することとしております。

また、台風や大雨といった風水害は、事前に气象台による岐阜県や市町村に向けた説明会が行われておりますので、その後、臨時部長会議を開催し、情報共有と事前対策事項を指示いたします。そして、開設予定の避難所に職員を割り振り、避難情報の発令前には避難所開設を準備し、円滑な避難住民の受入れが行えるよう体制を整えて災害に備えております。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 最後に3点目の情報伝達手段についてでございます。

避難情報の発令が決まりましたら、第一に防災行政無線を用いて該当地区の住民の方々に周知させていただきます。また同時に防災アプリやメール、SNSなどによるメッセージ配信、ホームページへの掲載により情報の伝達周知をいたします。さらに該当地区の区長さんには、直接電話により避難情報の発令を伝え、地域の住民への連絡について協力を要請するほか、広報車による巡回による周知も実施するとしております。なお、防災行政無線の音声聞きづらいという方に対しましては、先ほど御案内いたしましたSNSなどのアプリをお勧めいたしますが、防災行政無線の音声を受信する個別受信機の貸与を、有償でございますが行っておりますので、積極的に御活用いただきたいと思います。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 再質問させていただきます。

風水害については、危険の切迫性を予測できることから、町としても、また住民としても事前に対策をし、危険を回避することが重要であると理解しました。

では次に、実際に被害が発生してからの町の体制といち早く日常生活を取り戻すための対策等について、2問質問いたします。

1点目、風水害に限らず地震災害においても、被災後の復旧・復興には大変な労力と時間が必要となります。復旧・復興までに自宅に戻れない方が避難所で生活する際の備蓄食料は現在どの程度備蓄されているのでしょうか。また、避難所における住民の生活に必要な不可欠な応急的な備品等の確保は検討されているのでしょうか。

近年、避難所生活におけるプライバシーの確保も課題であると認識しています。町において対策は検討されているのでしょうか。高齢者等の自分だけでは復旧・復興が困難な住民に対しての支援は町で整備されているのでしょうか。

2点目、町が被災した場合において、町役場の通常業務の継続は困難になると想定されます。そういった事態を想定し、業務継続計画いわゆるBCPを策定している企業も多くなっています。町ではこのBCPを策定されているのでしょうか、そのような状態に陥った際を想定し、対策をされているのでしょうか。

以上2点、再質問いたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、再質問について御回答させていただきます。

1点目、備蓄品等についてでございます。

町では3,300人の方が3日間過ごせる分の食料を備蓄しております。これは、南海トラフ巨大地震で想定される避難者3,300人が、国やほかの自治体からの支援が到着するまでの間を3日間と想定した目標でございます。既にこの目標は達成しておりますので、現在では賞味期限の迫った食料の入替えを行い、目標数を維持しております。また、避難所においてはプライバシーの保護を目的としたパーティションやテントなど、そのほかにも日常生活品の備蓄を進めております。

なお、備蓄食料の確保以外にも民間業者との協定を締結し、災害時には優先的に物資の供給ができるよう体制を構築しております。

また、復旧・復興におけるマンパワーの支援といたしまして、令和3年度に養老町社会福祉協議会との間で、災害ボランティアセンターの設置に関する協定を締結しており、この災害ボランティアセンターにおいて被災者のニーズを把握し、ボランティアの活動を調整することとしております。

町といたしましては、引き続き円滑な受入れと活動ができるよう、町社会福祉協議会へ協力と支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時の行政機能について御回答いたします。

御指摘のとおり、発災時には災害応急対策業務の着実な推進が最優先されるものの、災害時であっても継続しなければならない非常時優先業務が存在します。したがって、町では令和2年に各部署が災害時に優先すべき通常業務を格付し、行政機能が継続できるよう業務継続計画を策定いたしました。

また、災害時は国や県、近隣の自治体からの応援を受け、災害復興や業務を遂行することとなりますので、外部からの応援を迅速、的確に受け入れ、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした養老町受援計画を令和5年3月に策定いたしました。これらの計画については随時見直しを行い、実効性のある計画となるよう引き続き検証を継続してまいりたいと考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（野村永一君） 1 番 佐野伸也君。

○1 番（佐野伸也君） 災害から住民の生命と財産を保護することは、町の責務であります。町の防災体制についてお伺いし、町としても様々な想定の下、事前対策を講じておられることが分かりました。実際に災害が起きたときでないと対応の判断は大変難しいことだと思います。災害対策には終わりはないと考えております。

国の防災基本計画に、自らの身の安全は自らが守ることが基本として記されております。自助・共助・公助の中の公助については、町で対策を進めていただいていることが分かりました。私自身も自分でできる対策である自助を見直しつつ、地域での取組である共助についてもできることから少しずつ地域と共に協議し、学んでまいりたいと思います。

今後も安心・安全なまちづくりのために、実践的な対策をお願いし、これで私からの一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、1 番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日9月21日木曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時03分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月20日

議 長 野 村 永 一

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子

